

# 農作業中の事故の補償に労災保険を！

「危ない」農作業中にこんな思いをした経験はありませんか。

農作業中の事故は年々増加しています。JAひがしうわでは、農業振興計画のサポート事業として農業者のための労災保険を昨年より実施しています。国の保険だから、保険料も割安で、補償内容も充実しています。

## 特定農作業従事者の方



一定の経営規模  
以上の方が加入  
できます！

### 特定農作業従事者とは

年間の農業生産物総販売額が300万円以上または、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模の方で、次に示す農作業に従事している方。

- ①トラクター等の農業機械を使用する作業
- ②2メートル以上の高所での作業
- ③サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業
- ④農薬散布
- ⑤牛・馬・豚に接触する作業

### 《補償の内容について》

- \*農作業事故によるケガや病気を病院等で治療する場合、必要な治療が無料で受けられます。
- \*農作業事故によるケガや病気の治療のため労働することができない日が4日以上となった場合、休業4日目以降、休業1日につき給付基礎（日額のイメージ）の60%の休業補償と、20%の特別支給金の合計80%相当が支給されます。
- \*農作業事故によるケガが治った後に障害等級第1級～第7級又は、第8級～第14級までに該当する障害が残った場合、障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。
- \*農作業事故により死亡した場合、遺族人数に応じた遺族年金または遺族一時金が支給されます。
- \*農作業事故により死亡した方の葬儀を行う場合、給付基礎日額に応じた額が支給されます。
- \*農作業事故によるケガや病気が療養開始後1年半を通過した日に、ケガや病気が治っておらず、障害の程度が傷病等級に該当する場合、障害の程度に応じた額が支給されます。

### 保険料について

- ・保険料は年1回の掛け捨て制で、その期間は4月1日から翌年3月31までの1年間です。  
なお、年度途中の加入もでき、その場合の保険料は月割りとなります。
- ・加入する農業者は、ご自身の給付基礎日額を選択します。  
この給付基礎日額に基づき、年間保険料や補償内容が決まります。



例えば、

給付基礎日額を10,000円で労災加入される場合  
 $10,000\text{円} \times 365\text{日} \times 0.009 = 32,850\text{円}$   
(年間保険料は、32,850円となります。また、給付基礎日額は3,500円～20,000円のうちから選べます。基礎日額によって年間保険料は変わります)

また、平成24年度より「特定農作業従事者」とは別の手軽に入りやすい「指定農業機械作業従事者」の立ち上げを計画しています。

上記「特定農業従事者」とは別で、要件が緩和され年間保険料も安くなります。  
事業に対するくわしいことは、下記連絡先にご連絡ご相談下さい。

西予市農業支援センター  
TEL：62-1299 FAX：62-7250